

## 磐田市の国民健康保険税率のあり方に関するアンケート調査の結果

(1) 歳入不足解消までの改正回数について、回答欄に該当項目の番号を記入してください。

また、その理由を記載してください。

- ① 5回（改正1回あたり・被保険者1人あたり 約3,500円・3.8%増）
- ② 4回（改正1回あたり・被保険者1人あたり 約4,300円・4.8%増）
- ③ 3回（改正1回あたり・被保険者1人あたり 約5,800円・6.4%増）
- ④ 2回（改正1回あたり・被保険者1人あたり 約8,600円・9.6%増）
- ⑤ その他

## 【回答結果】

- ① (5回) : 5人 ② (4回) : 3人 ③ (3回) : 6人 ④ (2回) : 2人 ⑤ (その他) : なし  
⇒ 平均 : 3.69回

## 【理由等】

## ③ (3回)

- ・ 県内他市の平均的な引上額のため
- ・ 増幅が少ない方が望ましいが、歳入不足の解消も必要なので
- ・ 何回も改正するのは繁雑だが、一回あたりの変更額が大きいのも反響が心配
- ・ 2回では一回あたりの負担感が大きく感じる
- ・ 赤字はなるべく早く解消した方がよいが、被保険者の負担を考えて

## ① (5回)

- ・ 一般会計からの繰入がいつまで許されるかにもよるが、被保険者の負担を考えると「5回」と考える。
- ・ 改正一回あたりの負担増が緩やかな方が、多くの人の家計に楽なため
- ・ 激変緩和のため5回とするが、県目標の2027年度までに赤字繰入解消することが条件

## ② (4回)

- ・ 緩やかな段階的な解消が望ましいが、被保険者の減少傾向や予算の状況を考慮するとやむを得ないのではと考える。

## ④ (2回)

- ・ 被用者保険加入者が赤字繰入れにより実質、保険料の二重払いとなっており、できる限り早期に解消する必余がある

(2) 改正サイクルについて、回答欄に該当項目の番号を記入してください。また、その理由を記載してください。

- ① 4年ごと
- ② 3年ごと
- ③ 2年ごと
- ④ その他

## 【回答結果】

- ① (4年ごと) : なし ② (3年ごと) : 5人 ③ (2年ごと) : 9人 ④ (その他) : 2人  
⇒ 平均 : 2.19年ごと (その他の回答は「毎年」)

**【理由等】**

③ (2年ごと)

- ・後期高齢者医療保険料の改正にあわせる
- ・2027年度を目標とするなら、4年ごと、3年ごとはない
- ・間隔があき、長期に亘り過ぎるのは避けた方がよい
- ・今後の経済状況が不透明なため、2~3年おきに見直しするのがよい

② (3年ごと)

- ・緩やかな段階的解消が望ましいため
- ・4年ごとでは赤字解消までに期間がかかり過ぎる

④ (その他)

- ・2027年度までに解消するためには、令和4年度から毎年(5年5回)の改正が必要

(3) 賦課方式の見直し(資産割の廃止)について、回答欄に該当項目の番号を記入してください。また、その理由を記載してください。(複数回答可)

① 段階的に解消(改正回数に併せる)

② 全体の改正回数と切り離し3回(2回)で解消(資産割の廃止を先行する)

③ 一度に全廃

④ 後期分と介護分は先行的に見直す

⑤ その他

**【回答結果】**

- ①(改正回数に併せ段階的に):11人 ②(廃止を先行):4人 ③(一度に全廃):1人  
④(後期分・介護分を先行的に):1人 ⑤(その他):なし

**【理由等】**

①(改正回数に併せ段階的に)

- ・できるだけ早期に廃止することが望ましいが、一度に全廃すると資産割なしの被保険者への負担が大きいため
- ・県の運営方針に沿った対応が望ましいが、被保険者への負担にも配慮して、無理のない範囲で対応してほしい
- ・所得割の負担が一挙に増加するのは影響が心配
- ・資産割は残した方がよいと考えるが
- ・多くの被保険者の家計負担を段階的にするため
- ・激変緩和のため

②(廃止を先行)

- ・(1)で5回としたので
- ・資産割を廃止しなければならないことが決定事項ならば、優先的に対処すべき